

# 国民スポーツ大会県予選会費用補助事業

## 1. 目的

国民スポーツ大会に出場する大分県代表選手を選考・選抜することを目的として、国民スポーツ大会大分県予選会を開催した場合、競技団体に対して開催費用の一部を補助する。尚、開催方法は主催、共催を問わない。

## 2. 対象団体

国民スポーツ大会実施要項において、正式競技に記載されている競技団体

## 3. 補助額

1 競技団体あたり、15万円を上限とし、大分県スポーツ協会で審査のうえ、決定する。尚、参加料を徴収する場合は収入として計上し、利益が出ない範囲で補助額を決定する。

## 4. 対象経費

- ・会場使用料、審判料、補助員の日当、交通費等
- ・医師・看護師・トレーナー等の謝金
- ・予選会で使用する競技用具の購入費用（補助額の50%を補助上限とする）
- ・消耗品（事務用品等）の購入費用（補助額の5%を補助上限とする）
  - ※医師・看護師・トレーナー等に謝金及び交通費を支払った場合は所得税法に従い源泉徴収を行うこと。
  - ※物品を購入した場合は、報告時に品名、数量、単価が記載された明細書を添付すること。
  - ※食糧費（食事代・弁当代・お茶代等）は補助対象外とする。

## 5. 申請期限

予選会実施日の2週間前まで

## 6. 申請・請求・報告に係る留意事項

- (1) 当該事業による補助を希望する競技団体は所定の様式により申請を行う。  
申請時には大会開催要項、選手選考基準を添付すること。
- (2) 補助対象団体には、スポーツ協会から通知を行うので、所定の様式により請求すること。
- (3) 予選会終了後1ヶ月以内に所定の様式により報告・精算を行う。  
報告時には代表選手名簿、補助金専用口座通帳の写しを添付すること。
- (4) 各様式は、大分県スポーツ協会ホームページからダウンロードして使用すること。

## 7. その他

- (1) 大会開催要項に後援として公益財団法人大分県スポーツ協会を記載する場合は、別途後援申請を行うこと。
- (2) 個人に支払う審判料や交通費等の領収書について、領収印は認印または署名（フルネーム・自署）とする。
- (3) 補助の対象となる予選会は、第78回国民スポーツ大会および第79回国民スポーツ大会冬季大会に係る選考会として実施され、且つ令和6年4月1日～令和7年3月31日に開催されるものに限る。